

なごや **認知症** の人 おでかけあんしん 保険事業

加入のご案内



認知症の人が事故を起こしたときに備える「賠償補償制度」です。

補償される事故の例

ここでの事故は、他人をケガ・死亡させたり、
他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う事故のことです。



他人に
ケガをさせた



他人の物を誤って
紛失した



他人の物を
誤って壊した

※介護保険サービス等利用中の事故は対象外となる場合があります。
※補償の対象となるかは、事故後の保険会社の調査をもとに決まります。

対象になる人

名古屋市民であり、認知症の診断を受けている人

※軽度認知障害（MCI）は対象外です。

補償の内容

①賠償責任保険：上限2億円

②給付金：上限3千万円（事故の相手方（名古屋市民）の死亡または後遺障害）

③見舞金：15万円（事故の相手方（名古屋市民以外）の死亡）

※②、③は誰も賠償責任を負わない事故の場合に、その相手方に支払われるものです。

保険料

無料 ※診断書（初回のみ必要）は自己負担です。

申請の方法と 流れ

裏面のとおりに ※もの忘れ検診にかかる精密検査からも申請できます。

お問い合わせ先

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 名古屋市認知症相談支援センター

〒466-0027 名古屋市昭和区阿由知通3-19 昭和区役所6階

〈本事業受付事務局用〉[年末年始、祝日を除く 月～金9：00-17：00]

TEL 052-734-7099 FAX 052-734-7199

〈実施主体〉名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課



1 「加入申請書」の作成

このリーフレットの加入申請書（第1号様式）を切り離し使用します。

(1)申請日を記入します。

(2)加入希望者（認知症の診断を受けている人）の住所、氏名、生年月日、電話番号を記入します。

(3)加入希望者以外に連絡を希望する場合は、その連絡先を記入します。

※記入いただいた場合、加入申請に関する連絡先、諸資料の送付先等としてご対応いただきます。

※「加入希望者以外の連絡先」は、連絡先となる方の同意の上ご記入ください。

(4)加入希望者同意確認欄の同意日、加入希望者の氏名を記入します。

2 診断書（「加入申請書」裏面）の作成

医療機関で診断書を記載してもらってください。（初回のみ必要です。）

※診断名、臨床確定診断日の記載があれば、別の様式でも構いません。

また、名古屋市外の医療機関で診断いただいたものでも構いません。（診断書料は自己負担となります）

※「もの忘れ検診精密検査費用助成申請」と同時に申請いただく場合は診断書は不要です。

3 申請書類の送付

「加入申請書」と診断書又はその写し（申請者の原本証明したもの）を申請用封筒（緑色）で郵送します。

※申請用封筒（緑色）がお手元にならない場合は、ご自身で用意した封筒で郵送してください。（郵送先は表紙のお問い合わせ先の所在地です。）

4 申請完了

数週間から1 ヶ月を目途に名古屋市認知症相談支援センターから「加入のお知らせ」を送付します。提出書類の内容に不備があれば、連絡をする場合があります。

1 診断書（「加入申請書」裏面）の作成

上記「郵送申請」の2と同様です。（診断書料は自己負担となります）

2 「名古屋市電子申請サービス」より申請

右の二次元コードから、オンライン申請をしてください。

※診断書は、画像データやスキャンデータ等をアップロードいただきますので、写真を撮る等、ご自身で事前にご用意ください。

オンライン
申請
フォーム



（名古屋市電子申請システム）

加入にあたっての注意事項

- 保険期間は、受理した日からその日の属する年度の末日です。
- 加入の更新については、期間終了が近づきましたらあらためて、受付事務局よりご案内を送付いたします。
なお、更新時に診断書の提出は必要ありません。
- 加入に必要な個人情報適切に管理し、目的外には使用しません。
- 事故受付、事故対応、示談交渉等は、市が契約した事業者が行います。

名古屋市ホームページ

申請書類の
記入例を
掲載して
います。

